

七戸町立小・中学校教職員の 働き方改革プラン

(令和8年度～令和10年度)

令和8年2月

七戸町教育委員会

はじめに

七戸町教育委員会では、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り開く児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努めることを学校教育の指導方針としております。

社会が急速に変化する中で学校を取り巻く環境は、ますます複雑化・多様化し、学校への期待や役割が増え続け、教職員の長時間勤務の実態が全国的に明らかになっています。本町においても、多くの教職員が疲労や心理的負担を抱えながら業務を行っています。

また、このような厳しい時代に生きるこどもたちは、自分の未来の可能性を見出すとともに、周りのあらゆるものを価値ある存在として尊重し、多様な社会変化を乗り越えていく力を身に付けていく必要があります。

このような中、学習指導要領の改定時における円滑な実施や、質の高い学校教育を持続するため、「学校における働き方改革」が全国的に進められています。教職員のこれまでの働き方を見直し、日々の生活の質の向上や自己の研鑽により、自らの人間性や創造性を高め、こどもたちに必要な指導を持続的に行うことができる状況を作り出すため、適正な業務分担や必要な環境整備など、長時間勤務是正に向けた取組を実施していくこととしています。

このため、本町教育委員会では「七戸町立小・中学校教職員の働き方改革プラン」を策定し、実現に向けた取組を実施していくこととしました。

保護者や地域の方々の理解と協力を得ながら、関係機関と連携し取組を進め、教職員はやりがいを持って勤務し、こどもたちは健康でのびのびと成長することを願っています。

七戸町教育委員会教育長 森田 勝博

目次

I	学校における働き方改革を進める目的	1
1	教育の質の向上	1
2	教職員の心身の健康保持	1
3	生活と仕事の充実	1
II	本町教職員の長時間勤務の現状	2
III	プランの期間・目標等	3
1	取組期間	3
2	プランの対象者	3
3	プラン達成に向けた数値目標	3
4	進行管理	4
IV	具体的な取組	5
	【教育委員会における取組】	5
1	働きやすい環境の整備	5
2	部活動指導に係る負担の軽減	5
3	在校等時間を意識した働き方改革の推進と学校運営	6
	【学校における取組】	6
1	働きやすい環境の整備	6
2	部活動指導に係る負担の軽減	6
3	在校等時間を意識した働き方改革の推進と学校運営	7
V	保護者・地域住民等の理解・協力の下での取組推進	8

I 学校における働き方改革を進める目的

1 教育の質の向上

働き方改革は、単に時間外勤務時間（長時間労働）を削減することだけを目的に行うものではありません。

教職員が児童生徒の教育に必要な業務の適正化を図ることにより、授業内容の改善や児童生徒と向き合う時間が十分に確保され、より効果的な教育活動（教育の質の向上・維持）を行うことができるようになります。

2 教職員の心身の健康保持

時間外勤務が長くなるなど、過度な長時間勤務が続くと、心身の疲労や疾患リスクが高まると言われています。

日々の養育の最前線に立つ教職員の健康状態は、児童生徒の心の安定や学力育成、生徒指導にも影響を及ぼす恐れがあります。

教職員が心身ともに健康でいられるために、勤務時間・健康管理を意識した働き方を推進します。

3 生活と仕事の充実

教職員個々の生活を充実させることは、仕事を充実させる基本になります。双方の充実が好循環を生み、豊かな教職人生を送れると考えます。

また近年、多様化する教育課題に対応するために、教職員にはより豊かな識見と指導力が求められる現状から、学び続けることができるためにも、その時間の確保が必要となっています。

働き方改革によって生み出した時間を自己研鑽や余暇の時間に充てることで、教職員個々の人生がこれまで以上に豊かなものとなるようにします。

Ⅱ 本町教職員の長時間勤務の現状

調査対象期間：令和６年４月～令和７年３月
調 査 対 象：町内小学校３校、中学校２校の教職員

（１）１人あたりの時間外勤務平均時間

（単位：時間）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	平均
小学校	43.8	41.8	39.8	32.6	10.6	32.1	35.7	28.8	25.4	19.1	29.5	36.6	31.5
中学校	48.7	49.6	47.0	47.1	22.2	42.7	42.5	40.9	42.5	33.3	34.4	36.8	40.6
全 体	45.9	45.1	42.8	38.8	15.6	36.7	39.2	34.0	32.5	26.3	31.7	36.7	35.5

（２）時間外勤務時間区分毎集計

（単位：人、％）

	小学校		中学校		全 体	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
45 時間未満	43	86.0	27	69.2	70	78.7
45 時間以上 80 時間未満	6	12.0	12	30.8	18	20.2
80 時間以上 100 時間未満	1	2.0	0	0.0	1	1.1
100 時間以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0
全 体	50		39		89	

１人あたりの時間外勤務平均時間を見ると、小学校、中学校とも４５時間未満になっていますが、小学校と中学校では約９時間の差があることがわかります。

時間外勤務時間区分毎集計を見ると、全体の７８．７％の教職員が４５時間未満で、２１．３％の教職員が４５時間以上となっています。小学校と中学校で比較してみますと割合の差が大きいことがわかります。個別にみると月によっては８０時間以上１００時間未満の教職員や１００時間以上の教職員も複数名いました。また、年間を通して４５時間以上となる教職員も複数名いました。

Ⅲ プランの取組期間・目標等

1 取組期間

令和8年度から令和10年度までの3年間を取組期間として、働き方改革の推進に取組みます。

また、令和11年度以降については、3年間の取組状況を検証し、プランの改善や見直しを行います。

2 プランの対象者

七戸町立小・中学校における校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師及び学校事務職員

3 プラン達成に向けた数値目標

(1)「在校等時間」の考え方

「在校時間等」とは、教職員が校内に在校している時間を対象とします。

所定の勤務時間外に校内において、自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとします。

また、校外勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒の引率等の職務に従事している時間及びテレワークの時間については対象として合算します。ただし、これらの時間からは、休憩時間を除くものとします。

(2) 七戸町立小・中学校の教職員の勤務時間の上限

「七戸町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（令和4年教育委員会規則第1号）」に基づき、七戸町立小・中学校の教職員の勤務時間の上限を次のとおりとする。

【原則】

時間外在校等時間を次に掲げる上限の範囲とする。

- ① 1か月 45時間以内
- ② 1年間 360時間以内

【特例】

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合は、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲とする。

- ① 1か月 100時間未満
- ② 1年間 720時間以内
- ③ 複数月の平均 月80時間以内
- ④ 45時間を超える月数 6か月以内

※教職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものではありません。

※教職員の勤務時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、真に必要な学校教育活動をおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることはあってはなりません。

(3) 本プランにおける目標

- ① 1 か月時間外在校等時間が 4 5 時間以下の割合を 1 0 0 %にする。
- ② 1 年間における 1 か月時間外在校等時間の平均時間を 3 0 時間程度にする。

4 進行管理

着実な取組を進めるに当たり、勤務時間の把握や毎年度の取組の検証を行うとともに、各学校の状況や国・県の動向等を踏まえ、必要に応じてプランの見直しを行います。

IV 具体的な取組

【教育委員会における取組】

教育委員会では、本プランに掲げる目標を達成するため、地域や各学校の実情を踏まえ、次の取組を行います。

1 働きやすい環境の整備

(1) 教職員の意識改革

- ①業務改善が図られるよう、業務改善に係る好事例の周知や、週1回「ノー残業デー」を設定するなど、意識の醸成に努めます。
- ②働きやすい環境づくりのため、休暇制度や子育て支援制度について周知し、制度等の一層の理解を深めるよう努めます。

(2) 長期休業中における「学校閉庁日」の設定

学校閉庁日を町内一律で設定し、全校で休暇が取りやすい環境づくりをします。

(3) メンタルヘルス対策の充実

職員自らがストレスを予防・軽減できるように、ストレスチェックを実施し、メンタルヘルス等健康事業の充実を図ります。

(4) 地域の人材の有効活用

学校評議員や民生委員などの地域の教育力を活用し、学校活動の全般において地域の協力を得ながら、学校運営体制の充実や教職員の負担軽減を図ります。

(5) 専門スタッフの活用

- ①児童生徒の国際理解教育や外国語教育の充実を図るため、外国語指導助手を配置します。
- ②児童生徒や保護者等への相談活動を行う、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置と緊急時における速やかな派遣に努めます。
- ③教職員の業務支援のための県スクール・サポート・スタッフの活用を推進します。
- ④特別な配慮を必要とする児童生徒の学校生活における安全の確保と学習環境を整えるため、特別支援教育支援員の適正な配置に努めます。
- ⑤部活動指導員の配置について、学校と協議しながら検討します。
- ⑥学校に対する不当又は過剰な要求等に対し、法的な観点から助言・指導を行う「スクールロイヤー」の活用について、緊急時における速やかな対応等を要請します。

(6) 校務支援システムの導入

成績処理などを行う支援システムやメール機能などを有するグループウェアを備えた「校務支援システム」を導入し、業務の軽減を図ります。

2 部活動指導に係る負担の軽減

(1) 部活動休養日等の完全実施

教職員の部活動指導における負担が過度にならないように、全ての部活動における休養日等の設定の定着を図るため、学校に対して継続的に働きかけを行います。

(2) 部活動の地域への移行や合理的・効果的な部活動の推進

複数の学校による合同部活動の在り方や、地域少年団等との積極的な連携等について、情報収集し検討します。

3 在校等時間を意識した働き方改革の推進と学校運営

(1) 在校等時間の客観的な計測・記録

出退勤時間の適切な管理により、教職員の在校等時間を客観的に記録し、勤務状況を証明する重要な記録であることを踏まえ、公文書として保存管理を行います。

(2) 調査等の精選及び削減

学校への調査・調査等を精選するとともに、様式の簡略化や添付書類の削減・廃止・見直し等を行います。

【学校における取組】

各学校においては以下の内容を踏まえ、校長のリーダーシップの下、学校の実情に即した取組を校内の意思統一を図りながら、主体的・組織的に推進するものとします。

1 働きやすい環境の整備

(1) 教職員の意識改革

- ①年次休暇の計画的利用を推進します。
- ②こどもの学校行事等があったときに、年次休暇を取得できるよう配慮します。
- ③業務改善が図られるよう、業務改善に係る好事例の周知や、週1回「ノー残業デー」を設定するなど、意識の醸成に努めます。
- ④働きやすい環境づくりのため、休暇制度や子育て支援制度について周知し、制度等の一層の理解を深めるよう努めます。

(2) 長期休業期間における年次休暇（まとめ取得）の推進

長期休業期間における年次休暇（まとめ取得）の積極的利用を推進します。

(3) メンタルヘルス対策の充実

- ①職員が気兼ねなく情報交換や相談ができる雰囲気醸成に努めます。
- ②ハラスメントを防止し、職員自らがストレスを予防・軽減できるように、メンタルヘルスに理解ある職場づくりに努めます。

(4) 職員間の業務の平準化

- ①業務運営が効率的、効果的になされるよう、校務分掌等の見直しを行います。
- ②職員間で業務を分担しあえる体制づくりに努めます。
- ③担当する業務等についての情報交換を密にし、職員同士の連携を強めます。

(5) 地域の人材の有効活用

学校評議員や民生委員などを効果的に活用し、学校と地域の連携を強化します。

2 部活動指導に係る負担の軽減

(1) 部活動休養日等の完全実施

教職員の部活動指導における負担が過度にならないように、全ての部活動における休養日等の実施に向けた取組を進めます。

(2) 部活動の地域への移行や合理的・効果的な部活動の推進

複数の学校による合同部活動の在り方や、地域少年団等との積極的な連携等について、情報収集し検討します。

3 在校等時間を意識した働き方改革の推進と学校運営

(1) 在校等時間の客観的な計測・記録

出勤退勤時間の適切な管理により、教職員の在校等時間を客観的に記録し、勤務状況を証明する重要な記録であることを踏まえ、公文書として保存管理を行います。

(2) 職員の勤務状況の把握の徹底

職員の勤務時間について、客観的な方法で把握し、過重労働による健康被害の防止に努めます。その際、校長は実際より短い虚偽の時間を記録しないよう職員に対して指導するものとします。

(3) 会議等の運営方法の工夫

- ①会議、打合せの必要性を精査し、回数の削減を図ります。
- ②会議への出席は必要最小限の人数にするとともに、効率的な運営に努めます。

V 保護者・地域住民等の理解・協力の下での取組推進

令和7年7月、こどもたちの健やかな成長を願い、先生方が今後とも一層のやりがいをもって働くことができるよう、県教育委員会、市町村教育委員会、県PTA連合会、県高等学校PTA連合会及び県特別支援学校PTA連合会が一丸となって各種取組を進めていくことを宣言しました。

教職員の長時間労働を改善し、授業や準備等に集中し、やりがいをもって勤務することができる環境を整備することが学校教育の質の向上につながります。児童生徒に対する教育は、学校、家庭、地域が連携・協力して進めなければならない、学校における働き方改革の取組について、保護者や地域住民等にも理解を深めてもらう必要があります。

このため、各学校においては、保護者や地域住民等に対して、適切に説明責任を果たし、理解と協力を得るためにも、業務改善や教職員の働き方改革について学校評価に明確に位置付けるとともに、保護者や地域住民等へ丁寧に説明し、その役割を委ねていきます。

【学校における働き方改革推進共同宣言】

青森県の未来を担うこどもたちが、学ぶことの楽しさを知り、生涯にわたりたくましく生きる力を身に付けることができるよう、学校における質の高い学びが必要です。

このため、こどもたちの学びを支える教職員が一層のやりがいを持って働くことができるよう、

- 業務の効率的などにより負担を軽減し、授業の準備やこどもとの関わる時間の充実を図ること

- 健康で心にゆとりを持ち、充実した時間を送ることで、自身の人間性や創造性を高めること

について、教育委員会とPTAが連携して取り組みます。

「教育委員会は、教職員の働きやすい職場づくりに取り組みます」

- 学校に依頼する調査の精選

- ICTを活用した業務の効率化

- 教職員をサポートする専門スタッフの活用

- 部活動の在り方の検討、保護者・地域との連携 等

「PTAは、学校の取組を応援します」

- PTA行事の運営方法の見直し

- 学校行事への参加・支援

- 学校との共通理解と役割分担 等

「保護者と地域の皆様へのお願い」

①教職員の勤務時間への配慮について

先生方の勤務時間は、自治体や学校ごとに定められています（おおむね 8：00～16：30）ので、必要な連絡・相談は、勤務時間内にしていただくようお願いするものです。勤務時間外については、留守番電話等自動音声での対応としている場合があります。また、事件・事故などの場合は警察や救急への連絡とし、その他緊急時の連絡先については、各学校・各自治体が指定する方法によってください。

②ボランティアへの積極的な参加等について

登下校の見守り、草刈り等の環境整備、学校行事の準備・後片付け、授業のサポート、部活動の指導など、保護者・地域の皆様には、日頃より学校のために多大な御協力をいただいています。今後も無理のない範囲で、子どもたちや学校の活動を支えていただくよう改めてお願いするものです。

③学校行事の見直し・地域行事への関わり方について

各学校では、運動会等の学校行事を全日から半日開催へ変更したり、内容を児童・生徒主体の方向へ転換したり、休日に実施していた PTA 行事等を平日の勤務時間内に設定したりするなど、教育の質向上の観点から在り方や取組方法を見直しています。また、このような趣旨を踏まえ、休日に開催するお祭り等の地域行事への学校・部活動単位での参加要請についても、今後、在り方を見直すなど先生方の負担に御配慮くださるようお願いするものです。

④各種配布文書・募集・アンケート調査のデジタル化について

地域イベント等の案内チラシ、絵画や標語等の作品募集、アンケート調査など学校には各方面からたくさんの文書が届いています。文書を発出している関係団体の皆様には、地域の広報誌や掲示板を活用するなど、学校を介さない周知方法について、御協力をお願いするものです。また、学校では文書配布やアンケート調査について、印刷・仕分け等の作業が必要となる紙媒体での配布から、徐々に ICT ツールや HP 等を活用したデジタル化に移行していくことを、保護者の皆様に御理解いただくものです。